（表面）　　　　　　　　　　　　　　（様式第４号）

**パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書**

（あて先）三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第６条の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受領証の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第３条各号に規定する全ての要件を満たしていることを裏面のとおり確認しています。

　　　　年　　　月　　　日

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  |
| 氏名又は通称名 |  |  |
| 住　所 |  |  |

代　筆　者

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |

自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

※必須項目の確認のため☑チェックしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　公正証書等の記載項目　　 | 必須項目 | 確認欄 |
| 1. 相互の関係の確認及び誓約
 | **※** | 　　 □ |
| 1. 婚姻等の禁止
 | **※** | 　　□ |
| 1. 同居、協力及び扶助の義務
 | **※** | 　　□ |
| 1. 共同生活費用の分担
 |  | 　　□ |
| 1. 日常家事債務に関する責任
 | **※** | 　　□ |
| 1. 療養看護に関する委任等
 | **※** | 　　□ |
| 1. 当事者間における財産の帰属
 | **※** | 　　□ |
| 1. 判断能力低下時の療養看護
 | **※** | 　　□ |
| 1. 養子縁組
 |  | 　　□ |
| 1. 子の教育監護
 |  | 　　□ |
| 1. 死後事務の委任等
 | **※** | 　　□ |
| 1. 死亡による契約の終了
 | **※** | 　　□ |
| 1. 合意による契約解除
 | **※** | 　　□ |
| 1. 合意によらない契約解除
 | **※** | 　　□ |
| 1. 解除の効力
 |  | 　　□ |
| 1. 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等
 |  | 　　□ |
| 1. 契約解消時の財産分与
 | **※** | 　　□ |
| 1. 解釈の指針及び協議事項
 |  | 　　□ |
| 1. その他必要な事項
 |  | 　　□ |

（裏面）　　　　　　　　　　　　　　（様式第４号）

交付の申請にあたっての確認

私たちは、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第６条の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受領証の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第３条各号に規定する全ての要件を満たし、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認します。

記入日　　　　年　　　月　　　日

通称名　　　　　　　　　　　　　　　　　通称名

電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 要綱の規定 | 　　　　　　確　　認　　事　　項　※必ずお二人で確認してください。 |
| 項　　目 | 回　　答（該当するものに□に「レ」を付けてください。） |
| 宣誓書受領証の交付確認 | 既に、三重県から「パートナーシップ宣誓書受領証」（第２号様式）の交付を受けていますか。 | □受けています**以下の項目を確認してください** | □受けていません**以下の項目は確認不要です** |
| （関係性）第3条第1号 | 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力しあうことを約束した関係であること。その一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性と異なる者」である。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （年齢要件）第3条第2号 | 宣誓する当日において、双方が成年に達していること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （居住要件）第3条第3号 | いずれか一方が県内に住所を有している。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （独身要件）第3条第4号 | 双方に配偶者がいないことおよび宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（他の地方公共団体のパートナーシップ制度等を含む）にないこと。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| (近親者でない)第3条第5号 | 双方が、当事者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族。）でないこと。 ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （変更・返還の届出）第9条第10条 | 次の場合、変更届又は返還届（受領証を添付）を提出しなければならない。・氏名、住所の変更（変更届）・パートナーシップ関係の解消（返還届）・県外への転出（返還届）・一方が死亡（返還届） | □左記を確認しました |

以下は、県関係での記入欄です。

|  |  |
| --- | --- |
| 　交　付 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 番　号 |  |